

令和2年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年5月11日（月） 午後3時から3時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員 長 小 松 哲 也
委 員 上 田 博 久
委 員 中 本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川 本 晴 彦 次長兼任用課長 山 添 久
給与課長 川 口 豊 長 主 幹 尾 田 聡 子
係 長 毎 野 卓 実 係 長 高 多 孝 典
※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則の一部改正について（公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等範囲規則関係）
議案第2号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について（管理職手当関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則（公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等範囲規則関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則の一部を改正する。

- 1 改正する規則の名称
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則
- 2 概要
三朝町の組織改正による職の設置等に伴い、同町における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。
- (1) 次の職にある職員を管理職員等の範囲から削除する。

機 関	職
子育て支援センター	センター長

(2) 次の職にある職員を新たに管理職員等の範囲に追加する。

機 関	職
図書館	図書館長

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇議案第2号

人事委員会規則（管理職手当関係）の一部改正に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり人事委員会規則の一部を改正する専決処分を行ったので報告するとともに承認を求める。

1 規則の名称

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）

2 概要

管理職手当の支給区分において特定職とされている参事監について、人事委員会が承認したものについては特定職以外とする。

- ・この規則改正に基づき、福祉保健部参事監（新型コロナウイルス感染症対策本部事務局担当）の管理職手当について、令和2年4月27日付（人事異動の日）で特定職以外の管理職手当を適用することを承認した。

（理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染防止のみならず、産業支援等の新型コロナウイルス対策に司令塔として従事する専任の次長級職員を参事監として新たに配置するもので、その業務の重要性等に鑑み、非特定職とすることが適当である。

3 改正理由

人事上の理由により、参事監の管理職手当を非特定職とする必要がある場合が生じたため。

4 施行期日

令和2年4月27日

5 専決処分の理由

令和2年4月27日付の新型コロナウイルス感染症対応に係る人事異動に係る規則改正で緊急を要し、人事委員会に諮るいとまがなかったため。

【質疑等】

委 員：新型コロナウイルス対策が理由ということであるが、収束した場合には非特定職とする扱いを解除することができるのか。暫定的なものとして理解してよいのか。

事務局：新型コロナウイルス対策本部の事務局が立ち上がっており、事務局を束ねる役割として参事監が置かれたもの。コロナウイルスが収束した場合には、事務局も縮小されたり、なくなったりするので、このコロナウイルス対策の参事監という職自体がなくなれば、特定職の中の例外的な扱いもなくなるということになる。

委 員：暫定的なものと考えていいのか。

事務局：そのとおり。

委員：特定職と特定職でない場合で管理職手当の額がどの程度異なるのか。

事務局：次長級の職員で、月額1万4千円弱の違いとなる。

委員：新聞に人事異動が載っているが、別の組織を立ち上げて、ある組織から職員を異動させたということか。

事務局：参事監という職はいわゆるスタッフ職で、特命的な業務に従事するということになる。コロナウイルス対策も特命であるが、福祉や商工など部局を横断した結構な規模の事務局となるので、それを掌握できる人を配置する人事を行われたというもの。

委員：事務局はどのくらいの人数なのか。

事務局：部屋は10人ぐらいが入る大きさだが、福祉保健部の健康政策課、福祉保健課や商工労働部の主だった課など、部をまたがって課長級も含めて結構な数のスタッフが集まって取り組んでいる。

委員：承知した。

委員：特定職を非特定職にするというような例は過去にあったのか。

事務局：初めてである。

委員：例外的な場面なので、やむを得ないのかなと思う。

六 次回人事委員会の開催

令和2年6月1日（月）午前9時40分から開催することとした。